

再エネ収支及び 借入の状況について

2024年12月4日
電力広域的運営推進機関 事務局

1. 再エネ収支とは		2
2. 再エネ収支の構造		3
（参考）再エネ制度		4
3. 納付金及び交付金の状況		5
4. 交付金が納付金を上回る主な要因①：納付金の減少		6
5. 交付金が納付金を上回る主な要因②：交付金の増加		7
6. 資金不足への対応		8
7. 今後の対応		9
（参考）関係法令		10

1. 再エネ収支とは

2

- 再エネ収支とは、広域機関の再エネ勘定（※）における F I P 業務（供給促進交付金交付業務）、F I T 業務（調整交付金交付業務）、系統及び特定系統設置交付金交付業務及び納付金徴収業務に係る収支をいう。

※正式名称：供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定

○電気事業法（昭和39年法律第170号） （区分経理）

第28条の5 4 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

- 一 広域系統整備交付金交付等業務（←日本卸電力取引所のエリア間値差収益から）
- 二 第28条の4 0 第1項第8号の2に掲げる業務
- 三 第28条の4 0 第1項第8号の3に掲げる業務（←交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務）
- 四 第28条の4 0 第2項第1号に掲げる業務（←災害等扶助交付金交付業務）
- 五 第28条の4 0 第2項第2号に掲げる業務（←入札業務）
- 六 前各号に掲げる業務以外の業務

（業務）

第28条の4 0

八の二 再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項、第15条の2第1項及び第28条第2項（再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規程による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。

F I P

F I T

系統・特定系統設置

納付金

2. 再エネ収支の構造

- 広域機関は、F I P 交付金、F I T 交付金及び系統・特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため小売電気事業者等から納付金を徴収する。

(収入支出のイメージ)

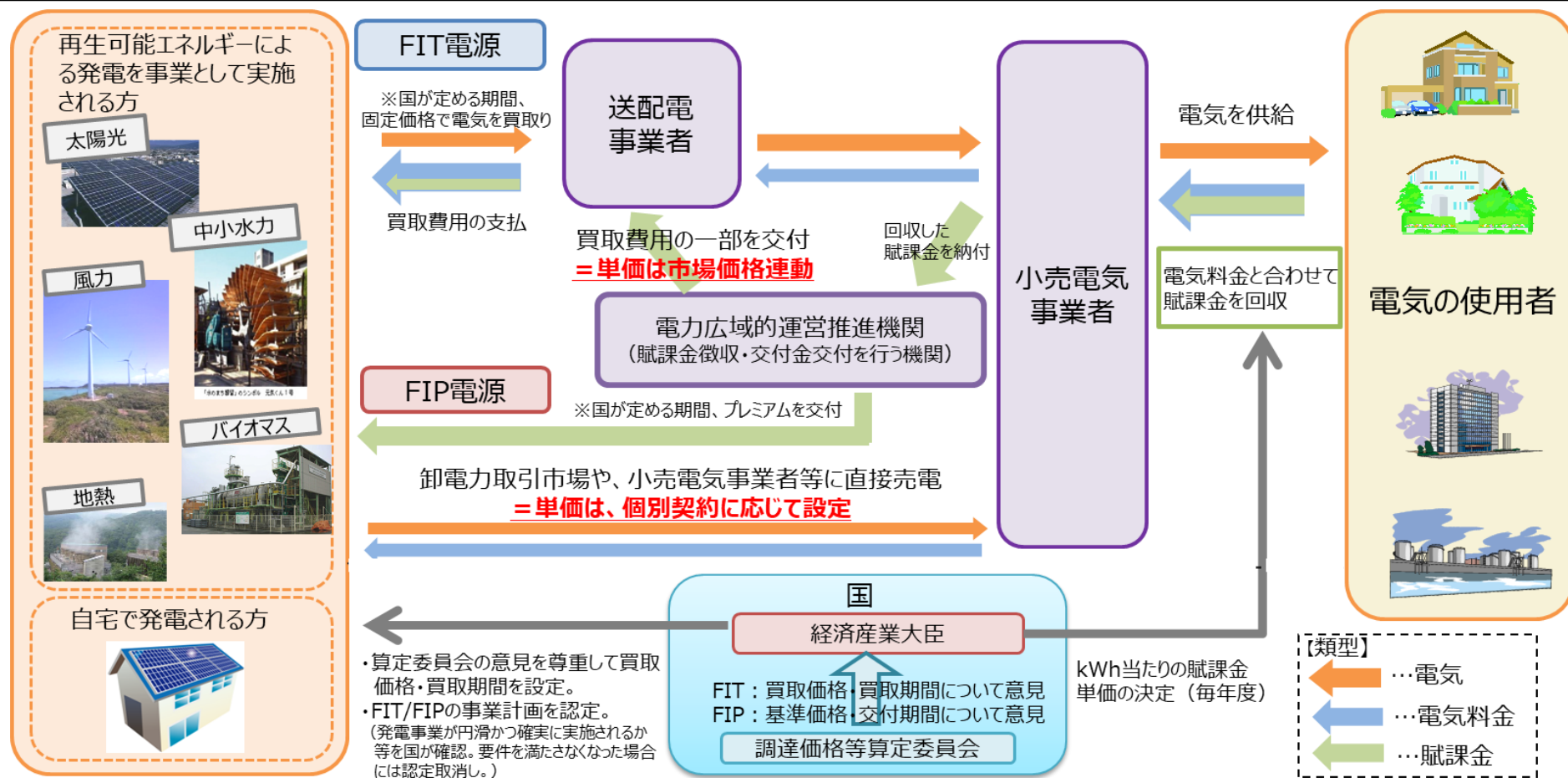
収 入

支 出

納 付 金 (含む、非化石証書売却収入、 補助金収入、運用収入)	F I P 交付金
	F I T 交付金
	系統・特定系統設置交付金 (実績なし)
	事務処理・資金調達費用

(参考) 再エネ制度

- FIT制度は、送配電事業者等に対し、再エネ発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけ調整交付金を交付するもの。 **(支出)**
- FIP制度は、発電事業者の設備から発電された電気を自ら市場等で取引した際に、一定額のプレミアムを供給促進交付金として交付するもの。 **(支出)**
- 交付金の資金は、小売事業者が電気の利用者から電気料金と合わせて賦課金で回収。 **(収入)**



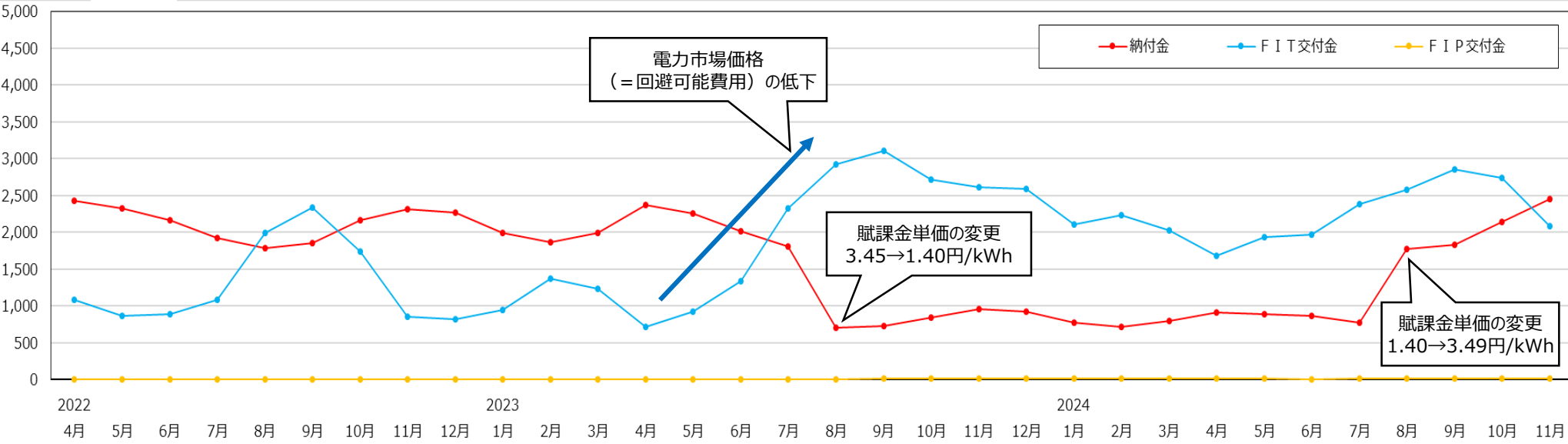
3. 納付金及び交付金の状況

■ 本制度は複数年で収支相償する仕組みであり、過去にも一時的に交付金が納付金を上回る状況はあったが、2023年7月以降（※）、交付金が納付金を上回る状況が継続しており、資金不足に備えた借入れを実施中。2024年度の賦課金単価変更後は改善傾向。

（※） 賦課金の新年度単価の適用は5月検針分の電気料金からであり、納付金としては7月末が納付期限。

下の図表は、納付金は納付月の翌月に計上（7月末期限→8月）、交付金は交付日が属する月で整理。

（億円）



区 分	2022 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付金	2,423	2,329	2,159	1,923	1,788	1,848	2,160	2,311	2,272	1,995	1,861	1,991	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844	953	926	772	718	797	913	890	861	772	1,777	1,825	2,136	2,457
F I T 交付金	1,088	864	892	1,084	1,986	2,332	1,739	858	825	944	1,371	1,238	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713	2,613	2,592	2,104	2,229	2,028	1,682	1,933	1,963	2,386	2,577	2,850	2,736	2,080
F I P 交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	4	7	9	6	5	11	16	17	14	12	14	20	16	10	4	11	11	11	17	20
借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200	-	3,400	-	-	-	4,200	-	-

（注） 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

4. 交付金が納付金を上回る主な要因①：納付金の減少

6

- 納付金の減少については、原資となる賦課金単価が影響しており、2023年度の賦課金単価が下がったことで、納付金額（収入）が減少した。2024年度の賦課金単価が上がり、至近では、改善傾向。

※ 賦課金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、再エネ特措法第32条に定められた算定方法に則り、経済産業大臣が設定。

- 再エネ特措法第32条の趣旨に鑑み、**交付金と納付金の過不足額は翌々年度の納付金による返済が原則。**

【賦課金単価の推移】

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
単価	0.22	0.35	0.75	1.58	2.25	2.64	2.90	2.95	2.98	3.36	3.45	1.40	3.49

（単位：円/kWh）

（参考）根拠条文

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

（納付金の額）

第32条

- 2 前項の**納付金単価は**、毎年度、当該年度の開始前に、**経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第1項及び第38条第1項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の1キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定める**ものとする。

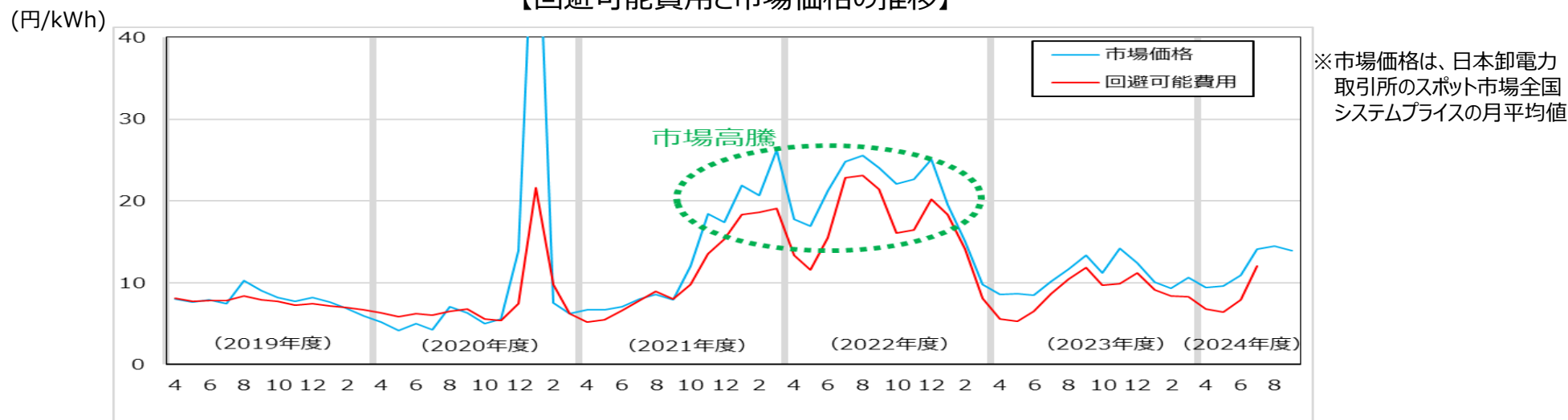
5. 交付金が納付金を上回る主な要因②：交付金の増加

7

■ FIT交付金額（支出）

- 2022年度：電力市場高騰を受け回避可能費用が増加した結果、交付金額が減少。
- 2023年度：電力市場が落ち着きを取り戻し回避可能費用が減少した結果、交付金額が増加。

【回避可能費用と市場価格の推移】



(参考) F I T 交付金の算定

$$\text{F I T 交付金額} = \text{調達金額} \div 1.1 - \text{回避可能費用} + \text{その他}$$

※1

※2

※3

※4

※1 調達金額 = 買取電力量（発電量）× 買取価格 買取価格は再エネ種別ごとに決定。調達（買取）金額は消費税相当額含み

※2 交付金は消費税等相当額除き

※3 固定価格でFITの電気を買収した事業者が、FIT電気を市場で卸売することで得る収入（およびFIT電気の調達により市場から電気の調達を取りやめ支出を免れることができたとみなす費用）。発電（買取）時期の市場価格に連動。

※4 インバランスリスク料金等

6. 資金不足への対応

- 資金不足に備えるため、これまで政府保証を活用した計3回、8,800億円の借入を実施。
- 24年8月21日の入札からは、応札者数の増加による金利低減を図るべく、アレンジャーを介した資金調達を導入。
- 今後も、賦課金支払者である需要家負担を軽減すべく、多様な資金調達を検討。

入札日	2024年3月11日	2024年4月17日	2024年8月21日
借入日	2024年3月29日	2024年5月8日	2024年9月6日
借入期間	1年	1年	1年
借入額※	1,200億円	3,400億円	4,200億円
償還方法	期限に一括償還		
利払方法	償還時を期限に借入日の翌日から 償還日までの分を後払い		
落札平均利率	0.220%	0.310%	0.466%
TIBOR（12ヶ月）	0.24364%	0.31545%	0.53818%
入札方式	コンベンショナル方式		
アレンジャー	なし	なし	みずほ銀行、三井住友、三菱UFJの共同

※ 2024年度予算総則第13条により、当機関の資金調達には政府保証が付与される（限度額1兆1830億円）。

- **2024年度の賦課金単価の変更に加え、最近の卸電力市場価格（回避可能費用）の動向により、交付金額が想定より抑えられているため、再エネ収支は改善の方向にある。**
- 今後については、卸電力市場の市況にもよるが、2025年3月以降に生じる返済も考慮しながら、**確実な資金調達の実施について対応**していく。
その際は、更なる需要家負担の軽減に向け、**借入だけでなく債券による資金調達の実施も含めて検討**。
- また、2025年度の政府保証限度額については、12月下旬の政府予算案決定に向けて、国と連携して対応していく。

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

（賦課金の請求）

第36条 小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

（借入金及び広域的運営推進機関債）

第28条の5 5 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下この条及び次条において「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

（第4項～第8項略）

（政府保証）

第28条の5 6 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第1項の借入れ又は機関債に係る債務（第28条の40第1項第5号又は第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

○電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）

（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）

第4条 法第28条の5第3項の政令で定める額は、1兆1,830億円とする。

○令和6年度一般会計予算 予算総則

（債務保証契約の限度額）

第13条 次の表の左欄に掲げる法人が令和6年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債 務	根拠規定	金 額 の 限 度
21 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係る債務	「電気事業法」	額面総額及び元本金額の合計額 <u>1,183,000,000千円</u> 並びにその利息に相当する金額